平成２９年（フ）第３８号
福岡県久留米市高良内町4365番地１　レオパレスタイガー205号、前住所福岡県久留米市国分町568番地１　プルミエ国分401号
破産者　平井　祐子
１　決定年月日　平成29年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１２７８号
札幌市中央区南８条西７丁目1033番地15ドミ山鼻８条1001号、開始決定時の住所北海道茅部郡森町字石倉町234番地17
破産者　東谷　栄子
１　決定年月日　平成29年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５２１号
札幌市清田区平岡４条１丁目10番１号　ＫＭリバーハイツ103号
破産者　佐藤　正好
１　決定年月日　平成29年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５２２号
札幌市清田区平岡４条１丁目10番１号　ＫＭリバーハイツ103号
破産者　佐藤ミツ子
１　決定年月日　平成29年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７４５号
さいたま市西区三橋５丁目1523番地51
破産者　野村　幸永
１　決定年月日　平成29年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０９号
埼玉県鴻巣市箕田1346番地７　ミッテメゾンＢ　202
破産者　茂木　翔也
１　決定年月日　平成29年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２０５号
川崎市中原区北谷町10番地４　エグゼプリュート平間　301
破産者　下瀬　敏美
１　決定年月日　平成29年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３６号
新潟県燕市下粟生津2979番地11
破産者　渡邉　雅明
１　決定年月日　平成29年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３８号
長野県南佐久郡小海町大字千代里3006番地５
破産者　上村　昇
１　決定年月日　平成29年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第１０４９号
愛知県あま市七宝町桂山之浦1693番地13
破産者　近藤　基且
１　決定年月日　平成29年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５４８号
名古屋市北区清水２丁目10番４号　ルトゥール207号室、従前の住所名古屋市北区水草町１丁目68番地の２　㈱ディック内
破産者　松田　實
１　決定年月日　平成29年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８５０号
愛知県瀬戸市南仲之切町49番地の１
破産者　渡辺ドッグスクールこと　渡邉　久恵
１　決定年月日　平成29年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８５号
名古屋市名東区猪子石原３丁目101番地ローズシティ301号、従前の住所名古屋市名東区猪子石原１丁目1006番地
破産者　水野　容子
法定代理人　成年後見人　三輪　陽介
１　決定年月日　平成29年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４９号
名古屋市名東区神月町303番地　飯島ハイツＡ201号
破産者　桐野　信一
１　決定年月日　平成29年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２５３号
愛知県知多市寺本新町１丁目63番地（プレジール１－Ａ）、従前の住所愛知県春日井市東神明町708番地20
破産者　土屋　正幸
１　決定年月日　平成29年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４５号
神戸市須磨区白川台６丁目４番地の８　須磨白川台レックスマンション510号
破産者　アルファスペースこと　宮脇　兼次
１　決定年月日　平成29年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０５号
神戸市東灘区岡本４丁目９番30―416号、従前の住所神戸市灘区鶴甲５丁目１番50号　ライブタウン翠光206号
破産者　北野　滋唯
１　決定年月日　平成29年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部